

JIS

ガス機器用迅速継手

JIS S 2135 : 2020

(JGKA/JSA)

令和 2 年 3 月 23 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
(委員)	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇 治 公 隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	鎌 田 実	東京大学
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	木 村 たま代	主婦連合会
	佐 伯 誠 治	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	高 増 潔	東京大学
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈 良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	槇 徹 雄	東京都市大学
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 田 陽 滋	名古屋大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 57.3.1 改正：令和 2.3.23

官 報 掲 載 日：令和 2.3.23

原 案 作 成 者：一般社団法人日本ガス石油機器工業会

(〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-11 ガス石油機器会館 TEL 03-3252-6101)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	3
5 性能	3
6 構造及び寸法	4
6.1 構造	4
6.2 寸法	4
7 外観	6
8 材料	7
9 試験方法	7
9.1 試験条件及び測定値の処理	7
9.2 構造, 寸法及び外観試験	8
9.3 材料試験	8
9.4 気密性試験	9
9.5 着脱作動試験	10
9.6 着脱力試験	10
9.7 流量試験	10
9.8 反復使用試験	10
9.9 引張強度試験	11
9.10 耐荷重性試験	11
9.11 耐衝撃性試験	11
9.12 引抜き強度試験	12
9.13 耐熱性試験	14
9.14 耐寒性試験	14
9.15 難燃性試験	14
10 検査	14
11 表示	15
12 取扱説明書	15
附属書 A (参考) 継手の各部の名称	16
附属書 B (参考) 継手の使用形態	17
附属書 C (参考) 継手の例	18
解 説	19

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本ガス石油機器工業会（JGKA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS S 2135:2013** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 3 年 3 月 22 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS S 2135:2013** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

ガス機器用迅速継手

Quick coupling unit for gas appliances

序文

この規格は、1982年に制定され、その後3回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は2013年に行われたが、その後の生産及び使用実態に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、ガス圧3.3 kPa以下の都市ガス又は液化石油ガス（以下、ガスという。）を使用するガス機器及びガス栓を屋内で呼び径9.5のゴム管、呼び径9.5の強化ガスホース又はガスコードを用いて接続する一般家庭用の迅速継手（以下、継手という。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS B 0405** 普通公差—第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差
- JIS B 7414** ガラス製温度計
- JIS B 7502** マイクロメータ
- JIS B 7507** ノギス
- JIS B 7516** 金属製直尺
- JIS B 8571** ガスメーター
- JIS G 3314** 溶融アルミニウムめっき鋼板及び鋼帯
- JIS G 4303** ステンレス鋼棒
- JIS G 4304** 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
- JIS G 4305** 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
- JIS G 4308** ステンレス鋼線材
- JIS G 4309** ステンレス鋼線
- JIS G 4313** ばね用ステンレス鋼帯
- JIS G 4314** ばね用ステンレス鋼線
- JIS G 4318** 冷間仕上ステンレス鋼棒
- JIS H 3100** 銅及び銅合金の板及び条
- JIS H 3250** 銅及び銅合金の棒
- JIS H 3260** 銅及び銅合金の線